

◎新潟県告示第252号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年3月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 区域の名称

寺地(2)急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱13号と1号を結んだ線に囲まれた区域

糸魚川市

大字寺地字小入

1698番 1号から3号

1697番 4号及び5号

1696番 6号及び7号

大字寺地字海田谷内

3006番 8号

3008番3 9号

3009番 10号

3013番 11号及び12号

3040番 13号